

○総務省令第 号

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の施行に伴い、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）、政党助成法（平成六年法律第五号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）並びに政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）、政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号）及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）の規定に基づき、並びに政治資金規正法及び政党助成法を実施するため、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を

含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章～第五章 略」 第六章 補則（<u>第四十条</u>・<u>第四十二条</u>） 附則 （政治団体の異動の届出等） 第四条 「略」 2 法第七条第二項の規定による届出に係る文書は、別記第十一号の二様式によるものとする。 （翌年への繰越しの金額の確認方法） <u>第十五条の二</u> 法第十九条の十一の二第一項の規定による国会議員関係政治団体の会計責任者による確認は、預金又は貯金の残高を証する書面であつて当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するものその他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類に基づき、同項に規定する残高確認書を別記第二十九号様式により作成し、法第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が当該残高確認書に記載された残高の額（当該国会議員関係政治団体が二以上の口座を有する場合には、その合計額）と一致しているかどうかを確認することにより行うものとする。 2 法第十九条の十一の二第二項に規定する差額説明書は、別記第三十号様式によるものとする。 （政治資金監査報告書の様式） 第十六条 法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書は、別記第三十一号様式によるものとする。 （国会議員関係政治団体の代表者による確認書の様式） <u>第十七条の二</u> 法第十九条の十四の二第二項の確認書は、別記第三十二号様式によるものとする。 （送付に要する費用の納付方法） 第二十四条の二 令第十四条（令第二十條において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。 「一 略」 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四十二条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により令第十四条第一項若しくは第三項の規定による申出又は法第二十条の二第二項の規定による請求をした場合において、当該申出又は請求により得られた納付情報により納付する方法 （国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知） <u>第二十四条の三</u> 法第十九条の十六の三第二項に規定する文書は、別記第三十三号様式によるものとする。	目次 「第一章～第五章 同上」 第六章 補則（<u>第四十条</u>・<u>第四十一条</u>） 附則 （政治団体の異動の届出） 第四条 「同上」 「新設」 「新設」 （政治資金監査報告書の様式） 第十六条 法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書は、別記第二十九号様式によるものとする。 「新設」 （送付に要する費用の納付方法） 第二十四条の二 「同上」 「一 同上」 二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により令第十一条第一項若しくは第三項の規定による申出又は法第二十条の二第二項の規定による請求をした場合において、当該申出又は請求により得られた納付情報により納付する方法 「新設」

(登録政治資金監査人証票の様式)	
第二十八条	登録政治資金監査人証票は、別記第三十四号様式によるものとする。
第三十四条	削除
(純資産から控除する資本金等)	
第三十八条	令第二十二条に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 株式会社 次のイからトまでに掲げるもの	
〔イ〕ホ 略	
〔イ〕ホ 株式引受権	
ト 略	
〔二〕略	
(民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成)	
第四十条	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項若しくは第二項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十四又は第十九条の十四の二第四項の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。
〔一〕ハ 略	
九 法第十九条の十四の二第二項の確認書	
十 法第十九条の十六の三第二項に規定する文書	
〔二〕略	
3	前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。第四十二条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。
(電子情報処理組織による請求等の特例)	
第四十二条	情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第十九条の十六第一項若しくは第二十条の二第二項の規定による請求又は令第十一条第一項若しくは第三項の規定による申出を行う場合については、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。
2	前項に規定する場合における総務省情報通信技術活用省令第十三条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電

(登録政治資金監査人証票の様式)	
第二十八条	登録政治資金監査人証票は、別記第三十号様式によるものとする。
(収支報告書の要旨の公表の様式)	
第三十四条	法第二十条第一項の規定による公表は、別記第三十一号様式に準じて行うものとする。
(純資産から控除する資本金等)	
第三十八条	令第二十二条に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一 株式会社 次のイからヘまでに掲げるもの	
〔イ〕ホ 同上	
〔イ〕ホ 同上	
〔新設〕	
〔同上〕	
〔二〕同上	
(民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成)	
第四十条	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の十四の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織（法第十九条の十五に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。
〔一〕ハ 同上	
〔新設〕	
〔同上〕	
〔新設〕	
〔同上〕	
3	前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。
〔新設〕	

「証明書が併せて送信されるものに限る。」及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「<u>第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力</u>」とする。	
別記	別記
第11号様式（第4条関係）	第11号様式（第4条関係）
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
〔（備考） 略〕	〔（備考） 同左〕
別紙	別紙
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
〔1・2 略〕	〔1・2 同左〕
3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、 <u>その区又は綜合区の区域</u> ）又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。	3 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、 <u>その区の区域</u> ）又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。
<u>第11号の2様式（第4条関係）</u>	[新設]
〔様式 別紙1 挿入〕	
第12号様式（第5条関係）	第12号様式（第5条関係）
〔様式 別紙3 挿入〕	〔様式 別紙2 挿入〕
（記載要領）	（記載要領）
〔1 略〕	〔1 同左〕
2 〔政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体の項「事由発 生年月日」の欄には、公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治 団体として、法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当することとな つた年月日を、「政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団 体とみなされる政治団体」の項「事由発生年月日」の欄には、法第19条の16の3第1項各 号のいずれかに該当する寄附の金額が年間1000万円以上となつた年月日をそれぞれ記載す ること。	
3 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のう ち、その受けた特定関係寄附が同項第2号の寄附であるときは、「政治資金規 正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の 項「公職の候補者の氏名等」の欄に同号の国会議員関係政治団体の名称を、「公職の候補 者に係る公職の種類等」の欄に国会議員関係政治団体である旨を記載すること。	
4 〔略〕	2 〔同左〕
5 〔略〕	3 〔同左〕
6 〔略〕	4 〔同左〕
第13号様式（第6条関係）	第13号様式（第6条関係）
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
（記載要領）	（記載要領）
1 収入簿	1 収入簿
（1） 収入簿には、この様式に定める区分に従い、 <u>全ての収入を記載すること</u> 。なお、	（1） 収入簿には、この様式に定める区分に従い、 <u>すべての収入を記載すること</u> 。なお

	適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用して<u>も差し支えないこと</u>。 〔（２） 略〕 （３） <u>全ての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）</u>、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。 〔（４） 略〕 （５） 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下（７）を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下（６）において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日を記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を、<u>寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて記載すること</u>。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。 ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（会社役員）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊟甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。 イ 略 ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。なお、<u>国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）にあつては、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。</u> 〔（６） ～（７） 略〕 （８） 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該
--	--

	、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用して<u>もさしつかえないこと</u>。 〔（２） 同左〕 （３） <u>すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）</u>、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載すること。 〔（４） 同左〕 （５） 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下（７）を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下（６）において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載すること。なお、記載に当たつては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。 ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊟甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。 イ 同左 ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載すること。 〔（６） ～（７） 同左〕 （８） 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該
--	---

種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関紙誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

【ア 略】

(ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（会社役員）」というように記載すること。

【（イ）・（ウ） 略】

【イ 略】

【（９）～（13） 略】

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。

【（２） 略】

(3) 全ての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。

(4) 全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

(5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

【ア・イ 略】

ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗

種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関紙誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、その他の催物事業というように記載すること。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。

【ア 同左】

(ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。

【（イ）・（ウ） 同左】

【イ 同左】

【（９）～（13） 同左】

2 支出簿

(1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と思を通じてされた支出を含む。）を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。

【（２） 同左】

(3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載すること。

(4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。

(5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金額及び年月日を記載すること。

【ア・イ 同左】

ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、

品の類の購入費をいう。	
[エ 略]	
〔(6) ～ (8) 略〕	
3 運用簿	
(1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても <u>差し支えない</u> こと。	
〔(2) 略〕	
(3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、 <u>株式会社商工組合中央金庫</u> 若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本 <u>補填</u> の契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。	
〔(4) ～ (7) 略〕	
(8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「 <u>合同運用指定金銭信託</u> （2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「 <u>合同運用指定金銭信託</u> （2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。	
〔(9) ・ (10) 略〕	
第14号様式（第8条関係）	
(その1)	
[様式 別紙5 挿入]	
〔(その2) ～ (その19) 略〕	
(その20)	
[様式 別紙7 挿入]	
〔(備考) 略〕	
(記載要領)	
〔1 略〕	
雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。	
[エ 同左]	
〔(6) ～ (8) 同左〕	
3 運用簿	
(1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても <u>さしつかえない</u> こと。	
〔(2) 同左〕	
(3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、 <u>商工組合中央金庫</u> 若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券をいう。以下同じ。）の取得に係る事項及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託（元本 <u>補てん</u> の契約のあるものに限る。以下同じ。）に係る事項をいう。	
〔(4) ～ (7) 同左〕	
(8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「 <u>ビレッジ</u> （2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「 <u>ビレッジ</u> （2年）」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行（乙支店）、東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。	
〔(9) ・ (10) 同左〕	
第14号様式（第8条関係）	
(その1)	
[様式 別紙4 挿入]	
〔(その2) ～ (その19) 同左〕	
(その20)	
[様式 別紙6 挿入]	
〔(備考) 同左〕	
(記載要領)	
〔1 同左〕	

2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年における全ての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額、翌年への繰越しの金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。

3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。翌年への繰越しの金額とは、「前年からの繰越額」と「本年の収入額」の合計額（「収入総額」）から、「支出総額」を除外した金額をいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

4 様式（その1）について

【（1） 略】

（2） 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員東京都第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員近畿選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員乙市選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

【（3） 略】

（4） 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合

2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。

3 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいい、支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいう。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載すること。

4 様式（その1）について

【（1） 同左】

（2） 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員東京都第○区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員近畿選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員乙市選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。

【（3） 同左】

（4） 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第2号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で同項第3号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合

には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされ、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

【ア～ウ 略】

三 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうちその受けた特定関係寄附が同項第1号の寄附であるもの 「公職の候補者の氏名等」に同号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者の氏名を、「公職の種類等」にその者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

注 法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体のうちその受けた特定関係寄附が同項第2号の寄附であるもの 「公職の候補者の氏名等」に同号の国会議員関係政治団体の名称を、「公職の種類等」に法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体である旨を記載すること。

【（5） 略】

【5 略】

6 様式（その3）について

【（1） 略】

（2） 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関紙誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、当該事業の内容を具体的に記載すること。

（3） 政治資金パーティー開催事業については、開催年月日及び開催場所を「備考」欄に記載すること。

（4） 【略】

【7～9 略】

10 様式（その7）について

（1） 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）を、当該寄附の金額

には「政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。

さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名等」及び「公職の種類等」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、国会議員関係政治団体の区分に応じて次に掲げるとおり記載すること。なお、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。

【ア～ウ 同左】

【新設】

【新設】

【（5） 同左】

【5 同左】

6 様式（その3）について

【（1） 同左】

（2） 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関紙誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。

【新設】

（3） 【同左】

【7～9 同左】

10 様式（その7）について

（1） 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）を、当該寄附の金額

	及び年月日を該当欄に記載すること。また、寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。（4）において同じ。）であるときはその旨を、寄附者が国会議員関係政治団体であるときはその旨（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）を、併せて該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。 〔（2）～（4）略〕 〔（5）政治団体からの寄附のうち、国会議員関係政治団体からの寄附については、「備考」欄に「国会議員関係政治団体」というように記載すること。（寄附を受けた者が国会議員関係政治団体、政党又は政治資金団体である場合を除く。）〕 〔（6）略〕 11 様式（その8）について 同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないこと。 〔12～15 略〕 16 様式（その13）について 全ての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。 （1）経常経費 〔ア・イ 略〕 ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用紙、封筒、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。 〔エ 略〕 〔（2）略〕 〔17～22 略〕 23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について （1）政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される
--	---

	及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。（4）において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。 〔（2）～（4）同左〕 〔新設〕 〔（2）～（4）同左〕 〔（5）同左〕 11 様式（その8）について 同一の者によつて寄附のあつせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあつせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は10に準じて記載すること。なお、年間5万円以下の寄附のあつせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないこと。 〔12～15 同左〕 16 様式（その13）について すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載すること。この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。 （1）経常経費 〔ア・イ 同左〕 ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。 〔エ 略〕 〔（2）同左〕 〔17～22 同左〕 23 法第18条の2第1項の規定による政治団体について （1）政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係る全ての収入（予定される
--	---

収入を含む。)及び支出(予定される支出を含む。)の総額、項目別の金額、<u>全ての収入の総額から全ての支出の総額を控除した金額及び上記に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。</u> 〔(2) 略〕 24 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の<u>写しを</u>、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあつては<u>政治資金監査報告書、確認書及び領収書等の写しを</u>、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。 第18号様式(第11条関係) 〔様式 略〕 (備考) 〔1～3 略〕 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する<u>報告書</u>を提出すること。	収入を含む。)及び支出(予定される支出を含む。)の総額、項目別の金額<u>及び上記に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。</u> 〔(2) 同左〕 24 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の<u>写し</u>、国会議員関係政治団体(当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。)にあつては<u>政治資金監査報告書及び領収書等の写し</u>、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。 第18号様式(第11条関係) 〔様式 同左〕 (備考) 〔1～3 同左〕 4 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する<u>収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書</u>を提出すること。
第19号様式(第11条関係) 〔<u>様式 別紙9 挿入</u>〕 (備考) 〔1・2 略〕 3 この届出の際には、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者は、解散の日から30日以内(当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内)に法第17条第1項に規定する報告書を提出すること。 第27号様式(第15条関係) 〔<u>様式 別紙11 挿入</u>〕 第29号様式(第15条の2関係) 〔様式 別紙12 挿入〕 第30号様式(第15条の2関係) 〔様式 別紙13 挿入〕 第31号様式(第16条関係) 〔様式 略〕 第32号様式(第17条の2関係) 〔様式 別紙14 挿入〕 第33号様式(第24条の3関係) 〔様式 別紙15 挿入〕	第19号様式(第11条関係) 〔<u>様式 別紙8 挿入</u>〕 (備考) 〔1・2 同左〕 3 この届出の際には、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、この届出をした旨を通知すること。また、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者は、解散の日から30日以内(当該支部が国会議員関係政治団体であつた場合にあつては60日以内)に法第17条第1項に規定する<u>収入及び支出に関する事項を記載した報告書</u>を提出すること。 第27号様式(第15条関係) 〔<u>様式 別紙10 挿入</u>〕 〔新設〕 〔新設〕 第29号様式(第16条関係) 〔様式 同左〕 〔新設〕 〔新設〕

第34号様式（第28条関係）
〔様式 略〕
〔削る〕

第30号様式（第28条関係）
〔様式 同左〕
第31号様式（第34条関係）

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条 政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章く第四章 略」 第五章 報告書等の公表（<u>第三十六条</u>―<u>第三十九条</u>） 第六章 政党交付金の返還等（<u>第四十条</u>―<u>第四十五条</u>） 第七章 雑則（<u>第四十六条</u>―<u>第四十九条</u>） 附則 （政党交付金の交付方法） 第六条 「略」 2 法第十一条第三項ただし書（法第二十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合には、当該請求のあつた日の翌日から起算して十日に当たる日以後最初に到来する交付日に、当該請求に係る政党交付金を、当該政党（法第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。以下この章、第三十七条第一項第二号及び第四十五条において同じ。）に対してその年分として交付すべき政党交付金の額の範囲内で交付するものとする。ただし、当該請求のあつた日の翌日から起算して十日に当たる日が前項第四号に定める日（同日が日曜日に当たるときは同日の前々日とし、土曜日に当たるときは同日の前日とする。）後の日である場合には、当該請求のあつた日の翌日から起算して十日以内に交付することができるものとする。 〔削る〕 （報告書等の閲覧） <u>第三十六条</u> 「略」 （公表対象報告文書の写しの交付） <u>第三十七条</u> 法第三十二条第四項の規定による総務大臣が受理した公表対象報告文書（同条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書又は監査報告書をいう。以下この条において同じ。）の写しの交付の請求（以下この条において「交付請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書（次項において「交付請求書」という。）でしなければならぬ。 一 交付請求をする者（以下この条において「交付請求者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 二 交付請求に係る政党の本部又は支部の名称及び公表対象報告文書に係る政党交付金の交付若しくは支部政党交付金の支給を受け、若しくは政党交付金若しくは支部政党交付金による支出をし、又は政党基金若しくは支部基金の残高を有した年 三 交付請求者が求める公表対象報告文書の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る公表対象報告文書の部分ごとと異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの	目次 「第一章く第四章 同上」 第五章 報告書等の公表（<u>第三十六条</u>・<u>第三十七条</u>） 第六章 政党交付金の返還等（<u>第三十八条</u>―<u>第四十三条</u>） 第七章 雑則（<u>第四十四条</u>） 附則 （政党交付金の交付方法） 第六条 「同上」 2 法第十一条第三項ただし書（法第二十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合には、当該請求のあつた日の翌日から起算して十日に当たる日以後最初に到来する交付日に、当該請求に係る政党交付金を、当該政党（法第二十七条第一項の規定に該当する政治団体を含む。以下この章及び第四十三条において同じ。）に対してその年分として交付すべき政党交付金の額の範囲内で交付するものとする。ただし、当該請求のあつた日の翌日から起算して十日に当たる日が前項第四号に定める日（同日が日曜日に当たるときは同日の前々日とし、土曜日に当たるときは同日の前日とする。）後の日である場合には、当該請求のあつた日の翌日から起算して十日以内に交付することができるものとする。 （報告書等の要旨の公表） <u>第三十六条</u> 法第三十一条に規定する定期報告文書又は解散等報告文書に係る同条の規定による要旨の公表は、別記第十九号様式に準じて行うものとする。 （報告書等の閲覧） <u>第三十七条</u> 「同上」 〔新設〕

写しの交付の方法	
四	公表対象報告文書の写しの送付を求める場合にあっては、その旨
	2 総務大臣は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。
	3 総務大臣は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあった日から三十日以内に、当該交付請求に係る公表対象報告文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
	4 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
	5 前二項の規定にかかわらず、総務大臣は、交付請求に係る公表対象報告文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があった日から六十日以内にその全てについて法第三十二条第四項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る公表対象報告文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの公表対象報告文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、総務大臣は、第三項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一	この項の規定を適用する旨及びその理由
	二 残りの公表対象報告文書の写しについて当該交付をする期限
(公表対象報告文書に係る写しの用紙の大きさ)	
第三十八条	令第七条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本産業規格A列四番とする。
(送付に要する費用の納付方法)	
第三十九条	令第九条に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
一	郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法
	二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（第四十七条第一項及び第四十九条において単に「電子情報処理組織」という。）を使用する方法により法第三十二条第四項又は第五項の規定による請求をした場合において、当該請求により得られた納付情報により納付する方法
(法第三十三条第二項第四号の総務省令で定める日)	
第四十条	「略」
(政党交付金による支出に充てていない政党交付金等を引き継いだ旨の届出)	
第四十一条	法第三十三条第三項の規定による届出に係る文書は、別記第十九号様式に準じて作成するものとし、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書に併せて届け出るものとする。
〔新設〕	
(法第三十三条第二項第四号の総務省令で定める日)	
第三十八条	「同上」
(政党交付金による支出に充てていない政党交付金等を引き継いだ旨の届出)	
第三十九条	法第三十三条第三項の規定による届出に係る文書は、別記第二十号様式に準じて作成するものとし、法第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書に併せて届け出るものとする。

(政党交付金の交付の停止等の通知)

第四十二条 法第三十三条第六項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずる旨の通知は、別記第二十号様式から第二十二号様式までによるものとする。

(政党交付金の交付の停止等に係る告示)

第四十三条 法第三十三条第七項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)に規定する告示は、別記第二十三号様式に準じて行うものとする。

(法第三十三条第十項の規定による控除の通知)

第四十四条 法第三十三条第十一項において準用する同条第六項の通知は、別記第二十四号様式によるものとする。

(報告書等の提出の督促)

第四十五条 [略]

(電磁的記録又は電磁的方法による提出等)

第四十六条 法第四十条の二第二項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項(法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、法第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書(法第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び法第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であつた者に提出すべきこれらの文書を含む。)、法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書(法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に併せて提出すべきものに限る。)又は法第三十五条の文書(法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。) (以下この条において「報告書等」という。)を提出する者(以下この条において「提出者」という。)は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。

2 前項の場合において、提出者は、入力する事項についての情報に電子署名(総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号。次条第三項及び第四十九条において「総務省情報通信技術活用省令」という。)第二十条第二項第一号イに規定する電子署名をいう。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(同項第二号イ又はロに規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを提出しなければならない。

3 法第四十条の二第二項に規定する総務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項及び第四十八条第二項第二号において同じ。)をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。

4 法第四十条の二第二項に規定する総務省令で定める電磁的方法は、提出者の使用に係る電子計算機と報告書等の提出を受ける者(以下この項及び次項において「受領者」という。)の使

(政党交付金の交付の停止等の通知)

第四十条 法第三十三条第六項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)に規定する政党交付金の交付を停止し、又は政党交付金の返還を命ずる旨の通知は、別記第二十一号様式から第二十三号様式までによるものとする。

(政党交付金の交付の停止等に係る告示)

第四十一条 法第三十三条第七項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。)に規定する告示は、別記第二十四号様式に準じて行うものとする。

(法第三十三条第十項の規定による控除の通知)

第四十二条 法第三十三条第十一項において準用する同条第六項の通知は、別記第二十五号様式によるものとする。

(報告書等の提出の督促)

第四十三条 [同上]

(電磁的記録又は電磁的方法による提出)

第四十四条 法第四十条の二第二項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項(法第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書(法第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)、法第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書又は法第三十五条の文書(以下この条において「報告書等」という。)を提出する者(以下この条において「提出者」という。)は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。

2 前項の場合において、提出者は、入力する事項についての情報に電子署名(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する署名用電子証明書又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)と併せてこれを提出しなければならない。

3 法第四十条の二第二項に規定する総務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものとす。

4 法第四十条の二第二項に規定する総務省令で定める電磁的方法は、提出者の使用に係る電子計算機と報告書等の提出を受ける者(以下この項において「受領者」という。)の使用に係る

用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるものとする。	
「一・二 略」	
5	法第四十条の二第二項に規定する電磁的記録の提出及び電磁的方法は、受領者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
第	第四十七条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項（同条第五項、法第二十八条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提出又は届出を電子情報処理組織を使用して行う場合又は法第四十条の二第二項に規定する電磁的記録の提出若しくは電磁的方法をもつて行う場合（次条第一項において「法第五条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織等をもつて行う場合」という。）における次に掲げる文書の作成とする。
一	法第五条第二項第三号に規定する承諾書及び宣誓書
二	法第十五条第五項の規定による通知に係る文書
三	法第十九条第一項に規定する監査意見書
四	法第十九条第二項に規定する監査報告書
2	電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により行わなければならない。
3	前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省情報通信技術活用省令第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。
第	四十八条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織等をもつて行う場合における前条第一項各号に掲げる文書の交付等（法第四十条の二第一項の規定による監査意見書の提出を除く。）とする。
2	民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前項に規定する文書の交付等に代えて当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。
一	電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ	民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ	民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載す

電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるものとする。	
「一・二 同上」	
〔新設〕	
〔新設〕	
〔新設〕	

二	べき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
	電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
3	前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
4	第二項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の内容は、ファイルへの記録の方式とする。
第四十九条	電子情報処理組織を使用して法第三十二条第四項の規定による請求を行う場合については、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。
2	前項に規定する場合における総務省情報通信技術活用省令第十三条第一項の規定の適用については、同項中「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第四条第二項ただし書に規定する措置」とあるのは、「第四条第一項の規定による氏名又は名称の入力」とする。
別記	
第7号様式（第9条関係）	
[様式 略]	
(記載要領)	
1 政党交付金（支部政党交付金）収入簿	
(1) 収入簿には、政党交付金（支部政党交付金）の全ての収入について、その交付をした者の名称、金額及び年月日を記載すること。	
[(2) ・ (3) 略]	
2 政党交付金（支部政党交付金）による支出簿	
(1) 支出簿には、この様式の定める区分に従い、全ての支出を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用しても差し支えないこと。	
[(2) 略]	
(3) 全ての支出は、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類して記載すること。	
(4) 全ての支出は、支出額の内訳を「金額」欄中、政党交付金（支部政党交付金）を充てるものにあつては、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」欄に、政党基金（支部基金）を取り崩して充てるものにあつては、「政党基金（支部基金）充当額」欄にそれぞれ記載することとし、その合計額は、「金額」欄の額と一致するものであること。	
(5) 全ての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」）とどのように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在	

別記	
第7号様式（第9条関係）	
[様式 同左]	
(記載要領)	
1 政党交付金（支部政党交付金）収入簿	
(1) 収入簿には、政党交付金（支部政党交付金）のすべての収入について、その交付をした者の名称、金額及び年月日を記載すること。	
[(2) ・ (3) 同左]	
2 政党交付金（支部政党交付金）による支出簿	
(1) 支出簿には、この様式の定める区分に従い、すべての支出を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと。	
[(2) 同左]	
(3) すべての支出は、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類して記載すること。	
(4) すべての支出は、支出額の内訳を「金額」欄中、政党交付金（支部政党交付金）を充てるものにあつては、「政党交付金（支部政党交付金）充当額」欄に、政党基金（支部基金）を取り崩して充てるものにあつては、「政党基金（支部基金）充当額」欄にそれぞれ記載することとし、その合計額は、「金額」欄の額と一致するものであること。	
(5) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」）とどのように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所	

[新設]

	地)を「支出を受けた者の住所」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。	
	〔(6) 略〕	
	(7) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。	
	〔ア・イ 略〕	
	ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、 <u>封筒</u> 、新聞、雑誌、 <u>ガソリン</u> 等の消耗品の類の購入費をいう。	
	〔エ 略〕	
	〔(8) ～ (10) 略〕	
	3 政党基金(支部基金)簿	
	(1) 政党基金(支部基金)簿には、この様式に定める区分に従い、その名称、目的、金額及び年月日を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用して <u>も差し支えない</u> こと。	
	〔(2) 略〕	
第8号様式(第13条関係)		
	〔様式 略〕	
	〔(備考) 略〕	
	(記載要領)	
	〔1～5 略〕	
	6 様式(その3)について	
	政党交付金による支出(支部政党交付金による支出)は、次の分類基準により、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金(支部政党交付金)充当額」又は「政党基金(支部基金)充当額」に分類し、それぞれの金額を記載すること。	
	(1) 経常経費	
	〔ア・イ 略〕	
	ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、 <u>封筒</u> 、新聞、雑誌、 <u>ガソリン</u> 等の消耗品の類の購入費をいう。	
	〔エ 略〕	
第8号様式(第13条関係)		
	在地)を「支出を受けた者の住所」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号」というように記載すること。	
	〔(6) 同左〕	
	(7) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその支出の目的、金額とその内訳及び年月日を記載すること。	
	〔ア・イ 同左〕	
	ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、 <u>封筒</u> 、鉛筆、 <u>インク</u> 、 <u>事務服</u> 、新聞、雑誌、 <u>ガソリン</u> 等の消耗品の類の購入費をいう。	
	〔エ 同左〕	
	〔(8) ～ (10) 同左〕	
	3 政党基金(支部基金)簿	
	(1) 政党基金(支部基金)簿には、この様式に定める区分に従い、その名称、目的、金額及び年月日を記載すること。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用して <u>もさしつかえない</u> こと。	
	〔(2) 同左〕	
第8号様式(第13条関係)		
	〔様式 同左〕	
	〔(備考) 同左〕	
	(記載要領)	
	〔1～5 同左〕	
	6 様式(その3)について	
	政党交付金による支出(支部政党交付金による支出)は、次の分類基準により、支部政党交付金、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載し、その内訳として、「政党交付金(支部政党交付金)充当額」又は「政党基金(支部基金)充当額」に分類し、それぞれの金額を記載すること。	
	(1) 経常経費	
	〔ア・イ 同左〕	
	ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用用紙、 <u>封筒</u> 、鉛筆、 <u>インク</u> 、 <u>事務服</u> 、新聞、雑誌、 <u>ガソリン</u> 等の消耗品の類の購入費をいう。	
	〔エ 同左〕	
第8号様式(第13条関係)		
	〔(2) 同左〕	
	〔(2) 同左〕	
	〔7～10 同左〕	
	〔(2) 同左〕	
	〔7～10 同左〕	
	〔(2) 同左〕	
	〔7～10 同左〕	
	〔(2) 同左〕	
	〔7～10 同左〕	
	〔(2) 同左〕	
	〔7～10 同左〕	

[削る]	
<u>第19号様式 (第41条関係)</u>	<u>第19号様式 (第36条関係)</u>
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
〔(備考) 略〕	〔(備考) 同左〕
<u>第20号様式 (第42条関係)</u>	<u>第20号様式 (第40条関係)</u>
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
<u>第21号様式 (第42条関係)</u>	<u>第22号様式 (第40条関係)</u>
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
<u>第22号様式 (第42条関係)</u>	<u>第23号様式 (第40条関係)</u>
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
<u>第23号様式 (第43条関係)</u>	<u>第24号様式 (第41条関係)</u>
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
<u>第24号様式 (第44条関係)</u>	<u>第25号様式 (第42条関係)</u>
〔様式 略〕	〔様式 同左〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成六年自治省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
〔民間事業者等が行う書面の電磁的記録による作成〕 第四条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項の規定による提出を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合（次条第一項において「電子情報処理組織を使用して行う場合」という。）における法第五条第二項第三号に規定する承諾書及び宣誓書の作成とする。	〔新設〕
2 電子文書法第四条第一項の規定による前項に規定する文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項第二号において同じ。）をもって調製する方法により行わなければならない。 3 前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第十三条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。 〔民間事業者等が交付等を行う書面の電磁的記録による交付等〕	〔新設〕
第五條 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項の規定による提出を電子情報処理組織を使用して行う場合における法第五条第二項第三号に規定する承諾書及び宣誓書の交付等とする。 2 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前項に規定する文書の交付等に代えて当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法	〔新設〕
二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 3 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を	〔新設〕

作成することができるものでなければならない。 4 第二項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の内容は、ファイルへの記録の方式とする。	備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
---	---

（総務省組織規則の一部改正）

第四条 総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(収支公開室、支出情報開示室及び政党助成室) 第二十八条 「略」 2 収支公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 公職の候補者に係る資金管理団体の届出の受理及び届出事項の公表に関すること。 二 政治団体の収支報告書の受理及び公表に関すること。 〔3〕7 略	(収支公開室、支出情報開示室及び政党助成室) 第二十八条 「同上」 2 収支公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 公職の候補者に係る資金管理団体の届出の受理及び届出事項の公表に関すること。 二 政治団体の収支報告書の受理及びその要旨の公表に関すること。 〔3〕7 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

第 11 号の 2 様式（第 4 条関係）〔別紙 1〕

国会議員関係政治団体とみなされた政治団体の届出

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称
事務所の所在地
代表者の氏名

令和 年 月 日に国会議員関係政治団体から受けた寄附について、令和 年 月 日に政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 2 項の規定による通知を受け、当該寄附により同条第 1 項 { 第 1 号 } の金額が 1,000 万円以上となったため、同法第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおりに届け出ます。

記

□政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項第 1 号の寄附（同法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が 1,000 万円以上となったとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第1号の国会議員関係政治団体に係る公職の候補者	
氏名	公職の種類
(ふ り が な)	

□政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項第 2 号の寄附（同法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体からの寄附）の金額が 1,000 万円以上となったとき

政治資金規正法第19条の16の3第1項第2号の国会議員関係政治団体	
名 称	政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
	該当

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 4 「公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。

第 12 号様式（第 5 条関係）〔別紙 2〕

				五十音順分類	
政治団体の名称	(ふ り が な)			届 出 年 月 日	事由発生年月日
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)			届 出 年 月 日	事由発生年月日
	(〒) (電話)				
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	(〒) (住 所) (電話)	(生年月日)	(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
会 計 責 任 者		(〒) () (電話)		(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
会計責任者の職務代行者		(〒) () (電話)		(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
政治資金団体又は 資金管理団体の 指定の有無	(有無)	〔 政治資金団体として指定をした 政党名又は資金管理団体の届出をした 者の氏名 〕	〔 資金管理団体 の届出をした者 の公職の種類 〕	(届出年月日)	(指定年月日)
				(取消等年月日)	
支 部 の 有 無 (政治団体の支部 である旨)		課税上の優遇措置の 適用関係の有無		(届出年月日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る 国会議員関係政治団体	(代表者である公職の候補者に係る公職の種類)			(届 出 年 月 日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	(公職 ^{ふりがな} の候補者の氏名)	〔 公職の候補者に 係る公職の種類 〕	(届 出 年 月 日)	(事由発生年月日)	

政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号に係る 国会議員関係政治団体	(主 宰 する 衆 議 院 議 員 又 は 参 議 院 議 員 の 氏 名) ふ り が な	(主 宰 する 衆 議 院 議 員 又 は 参 議 院 議 員 に 係 る 公 職 の 種 類)	(届 出 年 月 日) (事 由 発 生 年 月 日)
	(主 要 な 構 成 員 で あ る 衆 議 院 議 員 又 は 参 議 院 議 員 の 氏 名) ふ り が な	(主 要 な 構 成 員 で あ る 衆 議 院 議 員 又 は 参 議 院 議 員 に 係 る 公 職 の 種 類)	(届 出 年 月 日) (事 由 発 生 年 月 日)
設 立 届 出 年 月 日	・ ・	解 散 等 の 公 表 年 月 日	・ ・
組 織 年 月 日	・ ・	解 散 等 の 年 月 日	・ ・

収 支 報 告 書 の 提 出 及 び 公 表 の 状 況				
年	年	年	年	年
・ ・ 提 出	・ ・ 提 出	・ ・ 提 出	・ ・ 提 出	・ ・ 提 出
・ ・ 公 表	・ ・ 公 表	・ ・ 公 表	・ ・ 公 表	・ ・ 公 表
年	年	年	年	年
・ ・ 提 出	・ ・ 提 出	・ ・ 提 出	・ ・ 提 出	・ ・ 提 出
・ ・ 公 表	・ ・ 公 表	・ ・ 公 表	・ ・ 公 表	・ ・ 公 表
届 出 事 項 等 の 公 表 関 係		綱 領 等 の 異 動 状 況		
公 表 年 月 日	内 容	提 出 年 月 日	内 容	
・ ・	設 立 届	・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		綱 領 等 の 整 理 番 号 ()		
(備 考)				

第 12 号様式（第 5 条関係）〔別紙 3〕

				五十音順分類	
政治団体の名称	(ふ り が な)			届 出 年 月 日	事由発生年月日
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)			届 出 年 月 日	事由発生年月日
	(〒) (電話)				
代 表 者	(ふりがな) 氏 名	(〒) (住 所) (電話)	(生年月日)	(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
会 計 責 任 者		(〒) () (電話)		(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
会計責任者の職務代行者		(〒) () (電話)		(届出年月日)	(選任年月日)
		(〒) () (電話)			
政治資金団体又は 資金管理団体の 指定の有無	(有無)	〔 政治資金団体として指定をした 政党名又は資金管理団体の届出をした 者の氏名 〕	〔 資金管理団体 の届出をした者 の公職の種類 〕	(届出年月日)	(指定年月日)
				(取消等年月日)	
支 部 の 有 無 (政治団体の支部 である旨)			課税上の優遇措置の 適用関係の有無	(届出年月日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る 国会議員関係政治団体	(代表者である公職の候補者に係る公職の種類)			(届 出 年 月 日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る 国会議員関係政治団体	(公職 ^{ふりがな} の候補者の氏名)	〔 公職の候補者に 係る公職の種類 〕	(届 出 年 月 日)	(事由発生年月日)	

政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 3 号に係る 国会議員関係政治団体	(主 ^{ふりがな} 宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名)	〔主宰する衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類〕	(届出年月日)
			(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項の規定により 国会議員関係政治団体 とみなされる政治団体	(主 ^{ふりがな} 要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名)	〔主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員に係る公職の種類〕	(届出年月日)
			(事由発生年月日)
政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項の規定により 国会議員関係政治団体 とみなされる政治団体	(公職 ^{ふりがな} の候補者の氏名等)	〔公職の候補者に 係る公職の種類等〕	(届出年月日)
			(事由発生年月日)
設立届出年月日	・ ・	解散等の公表年月日	・ ・
組 織 年 月 日	・ ・	解 散 等 の 年 月 日	・ ・

収 支 報 告 書 の 提 出 及 び 公 表 の 状 況				
年	年	年	年	年
・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出
・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表
年	年	年	年	年
・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出	・ ・ 提出
・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表	・ ・ 公表
届出事項等の公表関係		綱領等の異動状況		
公 表 年 月 日	内 容	提 出 年 月 日	内 容	
・ ・	設 立 届	・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		・ ・		
・ ・		綱領等の整理番号 ()		
(備 考)				

第14号様式（第8条関係）
（その1）[別紙4]

収 支 報 告 書

令和 年 月 日
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内
資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☐ 有	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
☐ 無	第1号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
資金管理団体	第2号に係る国会議員関係政治団体
の届出をした	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
者の氏名	第3号に係る国会議員関係政治団体
	公職の候補者の氏名等
	公職の種類等
資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで

第 14 号様式（第 8 条関係）
（その 1）[別紙 5]

収 支 報 告 書

令和 年 月 日
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部	の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内
資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☐ 有	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
☐ 無	第1号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
資金管理団体の	第2号に係る国会議員関係政治団体
届出をした	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
者の氏名	第3号に係る国会議員関係政治団体
	☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により
	国会議員関係政治団体とみなされる政治団体
	公職の候補者の氏名等
	公職の種類等
資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで

(その20) [別紙 6]

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

(その20) [別紙 7]

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）
- 4 確認書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

政治团体支部解散届

令和 年 月 日

大臣 務 総 殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

本政治団体の下記の支部は、令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第18条第5項の規定により、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて同法第17条第1項の届出をします。

記

- 1 政治団体の支部の名称
- 2 支部の事務所の所在地
- 3 支部の代表者の氏名
- 4 支部の会計責任者の氏名

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類

氏 名

住 所

⑨

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるので、同法第 19 条の 8 第 1 項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

令和 年 月 日

殿

氏名	住所
山田 太郎	東京都中央区銀座五丁目
佐藤 花子	大阪府大阪市北区東天橋
鈴木 一郎	神奈川県横浜市西区みなとみらい
高橋 美咲	愛知県名古屋市中区栄
田中 健二	福岡県福岡市南区南菜園
渡辺 真由	北海道札幌市中央区南一条西
小林 大輔	千葉県千葉市中央区新大塚
加藤 雅也	新潟県新潟市中央区西通
伊藤 千恵	宮城県仙台市青葉区中央
山口 隆夫	鹿児島県鹿児島市中央

印

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載し、国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には公職の種類に異動があつた年月日ではなく、上記4の年月日を記載すること。

第 29 号様式（第 15 条の 2 関係）〔別紙 12〕

残高確認書

政治団体の名称

会計責任者の氏名

印

政治資金規正法第19条の11の2第1項の規定により、令和 年 月 日における預金又は貯金の口座の残高の額について、次のとおり確認しました。

記

預金又は貯金の口座					残高の額											
金融機関名	支店名	預貯金の種別	口座番号	口座名義人												
							十億			百万			千			円
合計																

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この残高確認書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在における預金又は貯金の口座の残高の額を記載すること。
- 3 保有する全ての預金又は貯金の口座について、残高の額を記載すること。
- 4 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 5 預金又は貯金の残高を証する書面であつて当該預金又は貯金の口座に係る金融機関が作成するものその他の当該国会議員関係政治団体の預金又は貯金の状況を示す書類をこの残高確認書に添付すること。

差額説明書

令和 年 月 日

政治団体の名称

会計責任者の氏名

⑨

政治資金規正法第19条の11の2第1項の規定による確認の結果、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が残高確認書に記載された残高の額の合計額と一致しないため、同条第2項の規定により、その旨及びその理由を次のとおり説明します。

記

- 1 収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額
- 2 残高確認書に記載された残高の額の合計額
- 3 1と2の金額の差額
- 4 1と2の金額が一致しない理由（差額の理由）

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「1と2の金額が一致しない理由」欄には、「○年12月31日（（注）解散等の場合には、その日）時点において、△円の手持ち資金を現金で保有していたため。」「□件△円分のクレジットカードを利用した支出に係る口座振替は年を越えて行われたため。」など具体的に記載すること。
- 3 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

第 32 号様式（第 17 条の 2 関係）〔別紙 14〕

確認書

私は、会計責任者である から、令和 年 月 日に、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示され、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて説明を受けました。

私は、私が政治資金規正法第 19 条の 12 の 3 の規定に基づき随時又は定期に行つた会計帳簿等の保存、会計帳簿への記載及び会計責任者が当該会計帳簿を備えていることに関する確認の結果、同法第 19 条の 14 の 2 第 1 項の規定による会計責任者からの説明の内容並びに登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書に基づき、会計責任者が、収支報告書に記載すべき事項を記載しており不記載や虚偽の記入がなく、収支報告書を政治資金規正法の規定に従って作成していることを確認しました。

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名（署 名）

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 署名は必ず代表者本人が自署すること。ただし、心身の故障その他の事由により署名することができないときは、記名押印をもつて自署に代えることができる。
- 3 会計責任者から説明を受けた日が複数ある場合には、当該日付を全て記入すること。
- 4 上記のほか、特記すべき事項がある場合には記載すること。

国会議員関係政治団体以外の政治団体に対する寄附に係る通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

印

令和 年 月 日に貴団体に対して 円の寄附をしたため、政治資金規正法第19条の16の3第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 上記寄附は、国会議員関係政治団体からの寄附である。
- 2 上記寄附をする国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地は、上記のとおりである。
- 3 上記寄附をする国会議員関係政治団体の区分等は、次のとおりである。

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号に係る国会議員関係政治団体	

(政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 3 号以外に係る国会議員関係政治団体の場合)

公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類
(ふ り が な)	

- 4 本年において政治資金規正法第 19 条の 16 の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する寄附の金額が 1,000 万円以上となったときは、同法第 7 条第 2 項の規定による届出をする必要がある。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 3 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 4 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。